

平成27年度第1回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

開催日及び場所			平成27年6月26日（水）横浜植物防疫所会議室
委員			田鍋 智之（弁護士） 吉武 雅子（大学講師） 中川 隆（公認会計士）
審議対象期間			平成27年1月1日～平成27年3月31日
審議対象案件			24件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
抽出案件			10件 うち、1者応札案件1件 (抽出率41.7%) (抽出率100.0%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)
抽出案件内訳	工事	一般競争	—
		指名競争	公募型指名競争
		競争	工事希望型競争
			その他の指名競争
		随意契約	—
	業務	一般競争	—
		指名競争	公募型競争
		競争	簡易公募型競争
			その他の指名競争
		随意契約	公募型プロポーザル
		契約	簡易公募型プロポーザル
			標準型プロポーザル
		その他の随意契約	—
	物品・役務等	一般競争	10件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
		指名競争	—
		随意契約（企画競争・公募）	—
		随意契約（その他）	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
	（特記事項） 特になし		

	意見・質問	回答等
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	1. サーマルサイ클ー外点検請負業務契約 ・考見積りを入札をしてきそうな2者から徴収しているが、そうするとこの2者に近い金額になってしまう。他の業者では難しいのか。 ・理化学機器では、2者しか応札しない現状であるとのことだが、競争状態が確保できていない状況があるのではないかと思う。多数の応札者を確保する視点で入札方法の検討など何か考えはあるのか。 ・複数年契約であれば安くなっていくのではないか。	・現在、当所の点検業務はこの2者が請け負っていることが多いため、この2者から徴収しています。 ・定期点検についても発注見込みを植物防疫所のHPに掲載しており、1者でも多くの者が入札に着参加できるよう入札の実施予定時期を記載してます。 ・国庫債務負担行為を行う場合は、予め必要額の予算要求措置を行って認められることが条件となります。
	2. プリンター交換契約 ・応札者が前回は8者で今回は2者になった理由はなにか。 ・予定価格の算定内訳の単価を比較すると、諸経費の差が大きい。2倍くらいの違いがあるのはなぜか。	・今回の応札者は、前回の入札で1位と2位の業者になっていますが、前回の入札では2位と3位以下の金額が離れすぎていたため今回は敬遠されたところがあるようです。 ・パソコンを主力として扱っている業者と、事務用品を主力としている業者の違いだと思います。また、設定作業を自社職員が行うのか、メーカーから人員の派遣をお願いするかも、経費計上に差が生じると聞いています。
	3. 高圧滅菌器外交換契約 ・このような理化学機器を扱っている業者はどのくらいあるのか。	・代理店の数は多いと思いますが、営業エリアや専門分野により参加できる代理店が自ずと限られてくるようです。
	4. 微生物用ペトリディッシュ外34点売買契約 ・予定価格の算出は、定価に割引率を掛	・定価はカタログから確認しましたが、

	意見・質問	回答等
	けているとのことだが、定価や予定価格はどのように算出したのか。 ・那覇という土地柄から業者が限られると思うが、実績の割引率だけでは予定価格を推測されやすいのではないか。	オープン価格となっているものはインターネットの資料などから確認しました。予定価格は直近の高額理化学系物品購入における割引率の平均をかけて算出しました。 ・検討します。
	5. 自動分注装置（エッペンドルフ製：epMOTION5075） ・このような限定された納入業者しかないのは他の支所も同じなのか。何とか入札業者を増やすことはできないのか。	・こちらも多くの業者が応札していただきたいと思っております。他の多くの理化学の調達で実績のある業者もありますが、制御装置の更新などの業務に弱いとの理由により今回は参加しておりません。
	6. 超純水製造装置外点検業務契約 ・1者応札の改善策として点検業務をメーカーごとにわけるとあるが、130万円のものを分割するのはどうなのか。 ・1者応札の原因として、履行期間が短かったというのがあるが、今回の履行期間はどのくらいだったのか。また、その改善策として公告期間を長くするという事なのか。	・今回は、過去に購入した機器の保証期間終了に伴う定期点検を新たに追加しましたが、新たに追加したメーカーの機器について他の業者が扱っていないため入札を辞退した者があった。今後は競争が行われるよう機器製造メーカー毎に発注することを検討しております。 ・履行期間は46日間で設定しましたが、年度末であったことから点検のための人材を確保できない、準備ができないなどの理由により、辞退した業者がありました。 公告期間について今回は10日しかなく、業者から、点検業務を行うにあたっては事前に点検する機器の確認をする必要があるが、今回は時間がないとの理由で入札を辞退した業者がありましたので、延長を検討します。

	意見・質問	回答等
	・競争参加資格に会社更正法等の記載があるが、必要ないのではないか。	・以前からこの形で行っていますが、確認をいたします。
	7. 携帯薬ケースほか164点売買契約 ・入札に来た業者はどこの地域の業者なのか。近畿地区ではないのか。 ・参考見積りを徴収した際、見積書のほかに市場同等品との比較はするのか。見積徴収業者の中では安いかもしれないが、もっと安いところがあるのではないかと調べたりはしないのか。 ・特殊な製品でなく、4者の入札があり、落札率が99パーセント近い数字というのは高いような気がする。参考見積りの徴収の仕方も、見積り自体が安いかどうか分からないのだから、いかがかと思う。	・今回の入札は近畿地区の業者ですが、今年度の入札からは近畿地区という指定は行っておりません。 ・同等品を含めて全てについて調査を行うことは困難なことから、行っておりません。 ・今年度から地域の資格要件をなくしたことにより、参考見積りを徴収する段階で新しい業者を取り入れるなど、参考見積りを依頼する業者が固定しないようにしてまいります。
	8. サンドルほか81点売買契約 ・専門的な物が多い中で、このサンダルとは何に使うものなのか。抗菌作用などがある物なのか。	・PCRの部屋などへの入室の際、異物混入防止のために土足では入れないことから履き替えるために使用するものです。
	9. ポリビニルピロリドン外24点売買契約 ・このような試薬の入札では比較的落札率が低いと思うのだが、なぜ今回は落札率が高いのか。 ・試薬とは毎年定期的に買い続けている物なのか。そうだとすると、業者側もそろそろ発注があるとわかるはず。	・値引率の低いプライマーがかなりの件数を占めていたためです。 ・使用期間が限られており、その都度買い足す形になっております。理化学試薬についても発注見込をホームページに掲載しております。
	10. 両開き書庫外23点売買契約 ・予定価格の標準価格とはどこから出したのか。聞き取りとあるのは、カタログ	・各担当、各支所から請求時に添付してくるカタログに記載されている金額を使

	意見・質問	回答等
	に載っていないので聞き取りをしたということか。 ・仕様にも関係すると思うが、スライド書架などは色々なメーカーがあると思うが、その色々なメーカーのカタログ中から選び、そのカタログの価格を標準価格として割り引きしているのか。 ・カタログは何社くらいあるのか。	用しています。カタログに載っていない物は聞き取りをします。 ・色々なメーカーのカタログの中から選びます。また、最新のカタログにより、請求のあった物品が現在も生産されているか確認しております。 ・事務用品の業者だと5社程度のカタログがあります。

委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」	特になし
---------------------------------------	------

平成26年度第4四半期(平成27年1月～3月)

入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 疫 所

契約方式 契約種類	競 争 入 札		随 意 契 約		合 計	
	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数
公 共 工 事 等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
物 品 ・ 役 務 等	24 (1)	10 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (1)	10 (1)
合 計	24 (1)	10 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (1)	10 (1)

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

*競争入札については、落札率が95%以上の契約のうち、物品・役務等は契約金額の上位10件を抽出対象とします。

(抽出担当委員のご意見により、落札率9位の案件を除外し、12位の案件を審議案件としています)

*随意契約については、対象期間内における対象案件なし。

平成27年度第2回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

開催日及び場所			平成27年9月24日（木）横浜植物防疫所会議室			
委員			吉武 雅子（大学講師） 中川 隆（公認会計士） 田鍋 智之（弁護士）			
審議対象期間			平成27年4月1日～平成27年6月30日			
審議対象案件			163件 うち、1者応札案件11件 契約の相手方が公益法人等の案件1件			
抽出案件			11件 うち、1者応札案件4件 （抽出率6.7%） （抽出率36.4%） 契約の相手方が公益法人等の案件0件 （抽出率0%）			
抽出 案件 内訳	工事	一般競争		—		
		指名競争	公募型指名競争		—	
			工事希望型競争		—	
			その他の指名競争		—	
		随意契約		—		
	業務	一般競争		—		
		指名競争	公募型競争		—	
			簡易公募型競争		—	
			その他の指名競争		—	
		随意契約	公募型プロポーザル		—	
			簡易公募型プロポーザル		—	
			標準型プロポーザル		—	
			その他の随意契約		—	
	物品・役務等	一般競争		8件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
		指名競争		—		
		随意契約（企画競争・公募）		—		
		随意契約（その他）		3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件		
（特記事項） 特になし						

	意見・質問	回答等
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	1. 電子複写機保守契約 ・複写機本体のメーカーしか保守点検ができないのであれば随意契約になるのではないのか。 ・複写機の賃貸借契約と保守契約全体としてどちらが安価か比較する方が合理的。賃貸借と保守を併せて国庫債務負担行為として考えた方が良いのではないのか。	・本事業を随意契約にすることができる規定がないことから、入札を行っております。 ・保守契約は複数年にわたる債務の金額が確定できないため、国庫債務負担行為とすることは出来ません。
	2. 遺伝子増幅装置 (Ion PGMシステム 11-001) 保守点検請負契約 ・従前は4者が入札に参加してしていたようだが、その後2者しか参加しなくなったのは何か理由があるのか。	・1者は担当者が代わった時期から応札から遠のいています。1者は当該業務には注力していないようであり、最近では当該業務の入札に参加しておりません。
	3. 農林水産省植物防疫所官服製造単価契約 ・生地は大量に購入した方が安価となるので、多年度契約とした方が良いのではないのか。	・毎年度の新規採用者数や官服検査の結果から、当該年度におけるサイズごとに必要数量を算出するので、複数年にわたる必要数量及び債務の金額が確定できないことから、国庫債務負担行為とすることは出来ません。
	4. 横浜植物防疫所健康診断単価契約 ・本件は、他の健康診断の契約と比較して落札率が高いと思われる。	・予定価格の算出方法は、例年3箇年平均で積算しています。直近3箇年の金額の変動が小さくなったのではないかと思います。
	5. 植物防疫所行政情報システムハードウェア保守及びパソコン等管理運用業務一式請負契約 6. 植物防疫所行政情報システムのオペレーティングシステムの更新業務一式	

	意見・質問	回答等
	請負契約 10. 植物防疫所行政情報システムデータセンター一式請負契約 ・従前はひとつであった契約を4分割し、それにより競争性が働くようにしているとのことだが、10は継続性が必要のため随意契約A者となっている。一方で、他の3業務は競争契約となっているが、業務を行うためには、10を実施するA者との連携が必要ということなので、実質的に他の業者での応札は困難なのではないのか、他の業者が参入する余地はあるのか。	・5は昨年度までは1者であった入札説明書受領者が今年度は8者となりました。6は昨年度2回実施し、1回目は7者、2回目は2者、今年度は8者が入札説明書を受領しましたので、関心を持っていたいただいている業者が複数あります。 また、今回の審議案件となっていない運用支援業務は、昨年度はB者が実施しておりますので、10の実施業者との連携が出来るのであれば、他者での実施も可能であると考えております。
	7. 植物検疫に関する検査受付情報の整理等に係る派遣業務契約 ・落札率が低い、本業務において派遣されている人が賃金を搾取されているということはないのか。	・落札者に確認したところ、経営は企業努力でやっており、今回の落札価格について、そのしわ寄せを当該業務の派遣社員に押しつけていることはない旨の回答がありました。
	8. 各国の植物検疫規則及びSPS通報の翻訳業務単価契約 ・落札率が50パーセントを切っているが、予定価格が高いのではないのか。 ・このような業務の場合、予定価格は実績を参考にする方がいいのではないのか。	・参考見積を基に予定価格を算出していますが、見積依頼をしている者へは恣意的な考えを持たずに算出するように求めています。 ・今回は英文和訳等のほか、過去に実績のないスペイン語、ポルトガル語の和訳もあったため、過去の実績は使用しませんでした。
	9. 横浜植物防疫所新山下庁舎で使用する電気に係る契約 ・多くの特定規模電気事業者があるの	・入札等説明書受領業者は3者ありまし

	意見・質問	回答等
	に、なぜC者と随意契約となるのか。 業者聞き取りによる応札しない理由に、 供給するメリットがない等が挙げられている。	たが、事業者に辞退の理由を聞いたところ、それぞれの会社の中で利益計上に関する基準があるようであり、当所はそこに合致しなかったとの回答が2者からありました。
	11. NACCS（植物検疫関連業務機能）利用契約 ・D者は株式会社であるが、輸出入に係る電子処理業務を独占的に行っているのか。法令でD者が処理するという事実まで規定されているのか。 ・民間企業であるならば、自由競争原理が働かないということに違和感がある。	・D者は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第6条により、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むことを目的とする株式会社とすると規定されています。 ・NACCSは、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律第3条及び第4条の適用を受ける電子情報処理組織であり、植物防疫法に基づく申請や処分通知等の手続きにおいて使用できる唯一の電子情報処理組織であることから、NACCSを運営するD者と契約を行っております。

委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」	特になし
---------------------------------------	------

平成27年度第1四半期(平成27年4月～6月)

入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 疫 所

契約方式 契約種類	競争入札		随意契約		合 計	
	件数	内抽出件数	件数	内抽出件数	件数	内抽出件数
公共工事等	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
物品・役務等	115 (9)	8 (3)	47 (3)	3 (1)	162 (12)	11 (4)
合 計	116 (9)	8 (3)	47 (3)	3 (1)	163 (12)	11 (4)

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

*競争入札については、落札率が95%以上の契約のうち、物品・役務等は契約金額の上位10件を抽出対象とします。

*随意契約については、落札率が95%以上の契約のうち、競争性のない随意契約を除く、全てを抽出対象とします。

*抽出担当委員のご意見により、物品・役務等の競争入札の抽出対象のうち4件を除外し2件を追加した8件、物品・役務等の随意契約の抽出対象から3件を抽出し、合計11件を審議対象としています。

*1者応札の契約及び公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の契約で重点的に抽出対象とします。

平成27年度第3回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

開催日及び場所			平成27年12月15日（火）横浜植物防疫所会議室		
委員			吉武 雅子（大学講師） 中川 隆（公認会計士） 田鍋 智之（弁護士）		
審議対象期間			平成27年7月1日～平成27年9月30日		
審議対象案件			25件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益法人等の案件1件		
抽出案件			7件 うち、1者応札案件2件 (抽出率28.0%) (抽出率66.7%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)		
抽出 案件 内訳	工事	一般競争		—	
		指名競争	公募型指名競争	—	
			工事希望型競争	—	
			その他の指名競争	—	
		随意契約		—	
	業務	一般競争		—	
		指名競争	公募型競争	—	
			簡易公募型競争	—	
			その他の指名競争	—	
		随意契約	公募型プロポーザル	—	
			簡易公募型プロポーザル	—	
			標準型プロポーザル	—	
			その他の随意契約	—	
	物品・役務等	一般競争		5件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争		—	
		随意契約（企画競争・公募）		—	
		随意契約（その他）		2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
	(特記事項)				
	特になし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	1. DNA合成製品単価契約 ・平成26年度は単価契約ではなかったのか。 ・参考見積りについて、徴取した5者の金額になぜこんなにばらつきがあるのか。最安値と最高値では3倍の差があるが、なぜそんなに差が開くのか。	・従前は他の試薬等とまとめて調達しておりましたが、使用量が多いため、必要なときに短時間で供給される必要があることから、本年度から単価契約としました。 ・メーカーによって製品の収量等の規格が異なっており、当所が求めている仕様を満たす製品を各メーカーが自社の規格に照らして算出した額なので、差があるのだと思います。
	2. 横浜植物防疫所新潟支所 貨物自動車交換契約 ・1者応札の要因として、仕様に合う車がなかったとのことだが、軽自動車であれば多様な仕様の車があると思う。何か特殊な仕様があったのか。 ・入札に参加しなかった者からのアンケートで、納入まで余裕を持った期間の設定が要望されているが、急な調達であったのか。 ・平成26年6月に同じ新潟支所秋田出張所の車の調達を行っており、その際は6者が参加しているが、なぜ今回は1者なのか。	・同乗者の安全対策としている後部座席のリアピローが装備されている車種がないというメーカーがありました。 ・計画的な調達です。5～6者に必要な納期の確認を行って実施したのですが、そのようなアンケート回答もあった。また、同時期に大量受注があったため対応できないとの業者もありました。 ・秋田出張所ではライトバンの調達でした。車種が違うこと、また、発注のタイミングも影響したのかもしれませんが。
	3. ソーダライム外71点売買契約 ・予定価格の積算はどのように行ったものか。 ・これは植物防疫所で使うものを一括して調達しているのか。 ・業者が固定されるということはないのか。	・直近の値引率から算出した額を標準価格から差し引いた価格により積算しております。 ・年に2～3回横浜植物防疫所分について必要な品目を、年間にとりまとめ、一括で行っております。 ・落札業者が固定されているということはありません。平成26年度の同種の実績では他者が落札をしています。

4. 植物防疫所行政情報システムのオペレーティングシステムの更新業務 ・システムの更新は一年中実施しているようなイメージがある。こんなに頻繁に更新する必要があるのか。 ・納入した業者が情報・設備を持っており、他者と比べ価格や履行期間で優位である現状はやむを得ない面もあるが、今後どのように多くの業者に参加してもらえるようにするかが課題。 ・応札辞退者のアンケートで、新規参入企業は、開発環境を整備する必要があり、コスト抑える目的でパブリッククラウドの提案を検討していたがプライベートクラウドのみとの条件によりコスト面から辞退した。とあるが、パブリッククラウド環境による実施を検討する余地はないのか。	・今回はシステムの脆弱性について指摘があったことによる更新です。 ・使用しているソフトウェアのサポート期間が過ぎると、たとえばセキュリティ上の問題が起こったときに対策のプログラムが適用されないなどの問題が起こってくるので、サポート切れのソフトウェアが出ないように、定期的に更新していかないと攻撃される可能性があります。 ・当所としましては色々な企業に参加していただきたいと思っており、今回は入札説明書の受領業者が10者、説明会の参加者が5者ありました。入札説明書受領者数が徐々に広がっておりますので、今後に期待をしたいと思います。 ・不特定多数が使用可能なパブリッククラウドでは情報漏洩の危険性があるため、セキュリティが堅牢なプライベートクラウド環境により実施するよう本省から指導を受けております。
5. 平成27年度植物防疫官専門研修（海外検疫コース）英語請負契約 ・昨年度の業者は安価であったが、講義内容に何か問題はなかったか。 ・研修では、受講者の英語能力水準が向上したことを確認するために、開始前と開始後に評価等を行うのか。	・研修生へのアンケート結果では高評価であり、問題点はありませんでした。 ・開始前にクラス分けのためのテストを実施し、研修中と終了時に研修効果確認のための客観的な方法により評価、面談による助言などが行われます。
6. メドフライコール外6点単価契約 ・メドフライコールは、他にも同等品があるのではないか。	・同等品は無いという認識です。通年公募を行い、同等またはそれ以上の効果のある製品を募っているところですが、本年度も応募はありませんでした。 ・植物防疫所のほか、地方公共団体でも

・メドフライコールの需要はどれくらいあるのか。	防除作業をするので、沖縄などでは使うと思います。また、研究機関でも使用すると思います。
7. 平成27年度横浜植物防疫所成田支所健康診断単価契約 ・仕様書で「成田国際空港内で実施することとなっているが、理由は何か。 ・特別定期健康診断と一般定期健康診断とはどのように違うのか。 ・成田空港内には他にクリニックはないのか。	・検査担当職員は勤務がシフト制となっていること、また、手荷物検査などカウンターでの業務等を行う職員は、飛行機の到着時間にあわせて臨機応変に対応する必要があるため、空港の中で健康診断を行っています。 ・特別健康診断は検疫検査などで特別な薬品を使っている者を対象とした検診です。使用している薬品によって受診する者及び検査項目が決まります。 ・第1ターミナル、第2ターミナルそれぞれにありますが、健康診断が出来る設備があるのは第1ターミナルにあるこのクリニックだけとなっております。

委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」	特になし
---	-------------

平成27年度第2四半期(平成27年7月～9月)

入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 疫 所

契約方式 契約種類	競 争 入 札		随 意 契 約		合 計	
	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数
公 共 工 事 等	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
物 品 ・ 役 務 等	23 (3)	5 (2)	2 (0)	2 (0)	25 (3)	7 (2)
合 計	24 (3)	5 (2)	2 (0)	2 (0)	26 (3)	7 (2)

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

*競争入札については、落札率が95%以上の契約のうち、物品・役務等は契約金額の上位10件(今回対象3件)を抽出対象とし、抽出担当委員のご意見により、物品・役務等の競争入札から2件追加いたします。

*随意契約については、落札率が95%以上の契約のうち、競争性のない随意契約を除く、全てを抽出対象とします。

*1者応札の契約及び公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の契約で重点的に抽出対象とします。

平成27年度第4回 横浜植物防疫所入札等監視委員会（審議概要）

開 催 日 及 び 場 所			平成28年2月29日（月）横浜植物防疫所会議室	
委 員			田鍋 智之（弁護士） 菊池 哲史（公認会計士） 吉武 雅子（大学講師）	
審 議 対 象 期 間			平成27年10月1日～平成27年12月31日	
審 議 対 象 案 件			11件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
抽 出 案 件			6件 うち、1者応札案件1件 (抽出率54.5%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)	
抽 出 案 件	工 事	一 般 競 争		—
		指名競争	公募型指名競争	—
			工事希望型競争	—
			その他の指名競争	—
		随 意 契 約		—
	業 務	一 般 競 争		—
		指名競争	公 募 型 競 争	—
			簡易公募型競争	—
			その他の指名競争	—
		随意契約	公募型プロポーザル	—
			簡易公募型プロポーザル	—
			標準型プロポーザル	—
			その他の随意契約	—
	物 品・役 務 等	一 般 競 争		5件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
		指 名 競 争		—
		随意契約（企画競争・公募）		—
		随意契約（その他）		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
(特記事項) 特になし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	1. 検疫くん蒸試験（臭化メチル）業務請負契約 ・当該業務を行うことができるのは入札参加者以外はないのか。 ・試験単価は品目（作物）によって異なるものなのか。	・当該業務を行うことができるのは入札公告に記載している競争参加資格の（6）を行うことができるところが条件であることから、競争に参加するところは限られることになる。 ・試験にかかる経費について、各者調査したところ試験手法は品目に関係なく決まっていることから品目（作物）に要する経費は試験実施者毎に設定されているようである。
	2. リアルタイム濁度測定装置ほか点検業務契約 ・機器の点検業務は、落札者が実施するのか。 ・このような点検業務は定期的に実施しているのか。	・落札者において、機器製造メーカーからメンテナンスライセンスを持っているものについては、落札者が行う。製造メーカーでしか点検業務を行えなうことができない場合は、落札者は製造メーカーに委託することになる。 ・今回点検を実施した機器については、規則等により年1回のその性能維持のために行うことになっているものである。
	3. 人工気象機外24点売買契約 ・人工気象機とは、どのようなものか。予定価格の積算はどのように行ったものか。 ・予定価格はどのようにして算出しているのか。	・機器の大きさは、家庭用大型冷蔵庫からひとつの部屋のものがある。栽培試験等の試験期間を短期間で行うために機器内において日照、温度、湿度等各種気象要素についてプログラム調整を行うことができる機器である。 ・おおむね次の手順で行う。①同じ仕様の機器について、直近の調達実績による、②直近の実績がない場合は同種の機器の

	調達実績を調べる、③①、②でも該当しないものは複数者からみつもりしよを徴収して、予定価格を算出する。
4及び6. ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板（地上防除用）売買契約（一般競争及び随意契約） ・ミカンコミバエについては、奄美大島においては昭和61年に根絶してから、今回まで発生していないのか。 ・最初は5,000枚調達したが、その後25,000枚を一般競争入札で調達した。しかし、さらに14,000枚を緊急随意契約を行ったが、どうしてこのような状況になったのか。 ・一者応札（応募）事後審査票において、「引き続き横浜植物防疫所において新規の誘引成分を含有した薬剤、また、より効果の高い誘引、誘殺剤の公募、検討を行い広く他の業者の参加ができるように仕様の見直しを行う。」と書いてあるが、これはどういうことなのか。	・昭和61年以降もトラップを設置して発生の警戒調査していたが、発生報告はなかった。 ・発生報告があった当初はその発生エリアの防除に必要な数量として5,000枚を調達していた。その後発生が広範囲に発生していることがわかったことから必要枚数について一般競争で調達を実施した。しかし、間を置かずして、本土に近い屋久島で発生を確認したことから本土における柑橘類生産者への被害防止、本土への侵入を阻止することが早急に求められたため緊急随契により調達を行い防除を行った。その成果として、本土での発生は確認されていない。 ・現在、ミカンコミバエをはじめとした侵入警戒を行う必要がある病害虫に係る侵入計画調査で使用する誘引等の薬剤については、横浜植物防疫所において公募公告を毎年出しているのですが、その仕様からA者しか製造していないこと、市場が非常に小さいので他者からの応募がない状況と聞いている。今回の事案を踏まえて調査研究部においてミカンコミバエについて新たな有効な薬剤の仕様ができれば他者からも応募があるのではないかとという要望である。
5. 流動パラフィン外93点売買契約 ・試薬の調達は、どのタイミングで行われるのか。	・年間通して使用するものについては、試薬の残量を含めた使用状況、検査見通しを踏まえた必要数量を年2回に分けて

	・ 同等品による入札参加はできるのか。 ・ 同等品の確認は誰が行うのか。	調達している。在庫管理等は、購入請求を作成する各担当、支所、出張所において消防法等の関係規則に遵守し適切に行われている。 ・ 仕様書において、同等品による入札参加は認めている。仕様書に記載しているのは、一例であり特にJIS規格のある試薬については各試薬製造メーカーでも規格にあったものを製造しており、これについては同等品となる。 ・ 購入請求のあったところに確認してもらうこととなる。
--	--	---

委員会による意見具申又は勧告の内容 「これに対し部局長が講じた措置」	特になし
---	-------------

平成27年度第3四半期(平成27年10月～12月)

入札・契約状況及び抽出件数について

植 物 防 疫 所

契約方式 契約種類	競 争 入 札		随 意 契 約		合 計	
	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数	件 数	内抽出件数
公 共 工 事 等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
物 品 ・ 役 務 等	10 (1)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	11 (1)	6 (1)
合 計	10 (1)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	11 (1)	6 (1)

(注) 件数及び内抽出件数の欄の()内の数は1者応札及び公益社団法人又は公益財団法人相手の契約である。

審議対象契約については、以下の方法により各契約より抽出を行いました。

*競争入札については、落札率が95%以上の契約のうち、物品・役務等の上位10件(今回対象5件)を抽出対象としました。

*随意契約については、落札率が95%以上の契約のうち、競争性のない随意契約を除く、全てを抽出対象とします。

*1者応札の契約及び公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)を相手方とする契約については、競争性が確保されているかどうか審議する必要があるため、落札率が95%以上の契約で重点的に抽出対象とします。